

「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」 ニュースレター 第19号

【第14回作業部会結果報告】

開催日時：平成22年3月12日（金）13:00～17:00

開催場所：名古屋市中区三の丸 名古屋能楽堂 会議室

参加人数：55名

■第14回作業部会参加組織

東海財務局、中部近畿産業保安監督部、国土地理院中部地方測量部、中部地方整備局、中部運輸局、名古屋地方気象台、第四管区海上保安本部、陸上自衛隊第10師団、愛知県、三重県、愛西市、弥富市、蟹江町、飛島村、桑名市、朝日町、川越町、日本赤十字社愛知県支部、中日本高速道路(株)名古屋支社、近畿日本鉄道(株)名古屋鉄道(株)、西日本電信電話(株)名古屋支店、東邦瓦斯(株)、中部電力(株)、中部地区エルピーガス連合会、愛知県警察本部 計 26機関

■第14回作業部会の概要(その1)

1. 全体会議

作業部会開会にあたり、中部地方整備局の三浦河川情報管理官より、「去年は、伊勢湾台風50周年という節目の年でした。当協議会の皆様で連携しながら伊勢湾台風のような被害を2度と繰り返してはならない、当時の教訓を風化させてはならないという想いで各種行事に取り組んで頂きました。昨年10月、台風18号が勢力を強めたまま当地域に上陸しました。幸い、伊勢湾台風のコースに比べて東側を通り、大事に至るということは無かったのですが、危機管理行動計画をより実効性のあるものに高めてなければならぬことを改めて認識して頂いたと思います。本日の作業部会では、主に広域避難という視点での図上訓練をして頂きます。地域防災計画や水防計画に危機管理行動計画の考えを反映させるとともに、危機管理行動計画も進化させなければなりません。そのようなきっかけになる訓練になればと思います」と開会の挨拶がありました。

また、中部地方整備局より昨年10月の台風18号について、コースがスーパー伊勢湾台風のルートをとった場合の解析結果として、名古屋港の潮位が伊勢湾台風時と同程度に達していたおそれもあった、との報告がありました。



全体会議の様子

■ 第 14 回作業部会の概要(その2)

2. 図上訓練

当協議会で昨年度に策定した危機管理行動計画(第二版)を基に、超大型台風「スーパー伊勢湾台風」が潮岬に上陸するまでのシナリオを作成し、2つのグループに分かれて、討論型図上訓練を実施しました。

本訓練では、ゼロメートル地帯に位置する架空のモデル市を舞台としました。ステージ1からステージ4までに区分された台風上陸までの24時間において、モデル市災害対策本部が中心となり、関係組織と協力して、避難活動、情報活動、水防活動、医療活動等を実施しました。

訓練方法は、活動内容が記された「行動カード」を読み上げる方式で実施しました。



各グループの訓練の様子

■ 第 14 回作業部会の概要(その3)

3. グループ討論・全体討論 討論結果は次ページに記載

訓練後には、グループ内で各ステージにおける活動についての課題・改善方策について討論しました。

引き続き、2グループ合同で全体討論が行われ、各グループの代表者がグループ討論結果について発表を行い、メンバー全員にグループ討論の内容が共有されました。その発表を受け、全員で、危機管理行動計画を地域防災計画や水防計画へ反映する方法等について討論しました。



グループ討論(左)および全体討論(右)の様子

■グループ討論・全体討論の結果

ステージ1及び2を訓練したグループの討論結果

計画の枠組み、地域防災計画への反映等について

- ・危機管理行動計画の地域防災計画への反映方法は、各自治体にまかせると足並みが揃わない。統一するのも地域独自の特性の問題がある。
- ・市町村は、市町村の中だけで検討できない。県内の調整、3県の調整の2段階の問題がある。
- ・当市は市内で完結する避難計画となっているが、他の市町からの避難者受け入れを考えないといけない。現行の地域防災計画とは、別の計画が必要だ。

行動計画の内容（広域避難）について

- ・12時間前に避難勧告ができるような場合に、自家用車を使わないようにすることができるのか。
- ・県警では、自動車での避難はしないようにお願いする。渋滞や、車の放置が困る。
- ・自治体毎に公共交通機関の状況に差がある。個別事情に応じて、各自治体で避難手段を検討する必要がある。
- ・詳細な避難先・避難経路がないと交通規制計画は作成できない。

ステージ3及び4を訓練したグループの討論結果

計画の枠組み等について

- ・スーパー伊勢湾台風級では通常の計画では対応できないため、特別措置法が必要では。
- ・市町村としては、県知事からの避難勧告進言がないと、早めの対応がしづらい。

行動計画の内容（全般）について

- ・今回のシナリオでは国交省が高潮水防警報を発令しているが、現行ルールと異なる。
- ・企業に対する対応がほとんど盛り込まれていない。
- ・台風進路予想との違いに追従して体制・行動を修正できるのか疑問。
- ・高所仮避難より、事前の自主避難や広域避難が理想的である。

行動計画の内容（広域避難）について

- ・深夜かつ雨ピーク時の避難勧告では、実際には行動に移りにくい。
- ・広域避難先では、その市町でも避難しているため、避難所は使えないのでは。また、避難所運営を誰が行うのかという問題もある。
- ・避難行動、交通機関の停止はもっと早く行うべきでは。

全体討論の結果

計画の枠組み、地域防災計画への反映等について

- ・危機管理行動計画の法的位置づけの整理が必要。特別措置法などの法的整備が必要ではないか。
- ・国や県から指示を出してもらいたい。（市町村）
- ・すべての市町村が、国・県の指示が必要であれば、国・県が計画を検討すべきだが、今は、全ての市町村の意向だとは思えない。
- ・こういった事態になったら、危機管理行動に移行するのかを地域防災計画に記載することが大切。

行動計画の内容について

- ・災害時にどうやったらうまく動けるのか、優先順位をつけた行動内容を検討する必要がある。
- ・今回の図上訓練では、スムーズな動きになっているが、実際には難しい（本部の人員の少なさ。広域避難先への職員派遣。避難がスムーズに進むかなど）。
- ・夜中の広域避難は難しいため、夜中の避難を想定した訓練も必要では。
- ・今回「既定計画」と表現した部分の具体化が必要。

今後の訓練について

- ・情報や作業が集中する県が対応可能かどうか検証し、シナリオを作成する必要がある。
- ・パーツとしての各部分が動くかどうかを検証しながら訓練する意義はある。今後も訓練は必要。
- ・今まで議論してきたことを、コンパクトに整理して、わかりやすくまとめることが大切。

■ 第 14 回作業部会の概要(その4)

4. ファシリテータ講評

ファシリテータの大同大学の鷺見哲也准教授からは、「地域によって状況が違うということが見え、皆さんにとって良い情報だったと思います。地域防災計画に危機管理行動計画の考えを反映するためには、上位計画からの雛形のようなものが必要なのではと私は思いました。先般の台風 18 号は、未明に上陸しており、今回のシナリオとは昼夜逆転している。現実には昼夜逆転した場合に、どれくらいの行動ができるのか、どのようにステージを進行させるのかを考えないといけない」と講評をいただきました。

ファシリテータの名城大学の柄谷友香准教授からは、「決められたシナリオの中での訓練でしたが、一定の知識・情報の共有をしたのは大変意義があったと思います。一方で、災害時には、さまざまな地域防災計画の元で実動されるわけですが、その部分の共有ができず、うち(の組織の計画)はこうだという議論になってしまった。その対応策として、市町村版の危機管理行動計画や特別措置法を設ければという意見がありました。今回は、情報共有本部に対しては、市町村からの一方的な情報提供というかたちになったが、情報を共有しているからこそ、市町村のトップの意思決定を後押しする仕組みができるかもしれない」と講評をいただきました。



鷺見哲也准教授



柄谷友香准教授

総括ファシリテータの名古屋大学大学院の辻本哲郎教授からは、「去年から危機管理行動計画を地域防災計画等の既定計画に落とし込もうと取り組んできたが、その難しさが改めてクローズアップされた。しかし、地域防災計画の中に、どれくらいのレベルの外力で、どれくらい前から広域大規模水害だと想定され、危機管理行動計画へスムーズに移行するのかを記載する、あるいは、危機管理行動計画に広域災害に対する法的な位置づけをする必要がある。地震と異なり、台風は気象予測により事前に準備することが可能である。しかし、発災前であること、自助・共助のみでは広域災害に対応できないことから、法的な位置づけやトップダウンでの動きが必要である」と講評をいただきました。



辻本哲郎教授

当ニュースレターに関しまして、ご意見・お気付きの点等がございましたら、下記のメールアドレスまでご連絡ください。

mizucenter@cbr.mlit.go.jp

協議会事務局（中部地方整備局河川部）